

「全鍍連」 2024年 9月号 理事長のよこがお

四国鍍金工業組合 理事長 上村 芳久 (株)ユーミック 代表取締役)

「裁判傍聴のススメ」



ここ3年程、東京出張の際に時間を持て余したら東京地方裁判所に足を運び裁判を傍聴することが多くなりました。それ以前つまりコロナ禍以前は美術館を巡っていたのですが、展示会の制限や入場規制もありまた常に興味のある展示会ばかりでもなく時間潰しに困っていたところ、裁判の傍聴は入室人数制限はあるもののこの時期でも傍聴可能だと聞き思い切って訪れてみました。以前から刊行されている裁判傍聴記の類や裁判官経験者が一般人向けに面白可笑しく執筆したものを読んでいたため一回行ってみたいとは思っていました。

傍聴経験の無い方向けに流れを簡単に言うと、地下鉄霞が関駅 A1 出入口（だったと思う）からほんの数十m、一般人入り口でセキュリティチェック（手荷物X線とボディチェックのみで身分証明提示は求められず）で簡単に入場できます。当日の予定を小さなモニターで調べてから何階の何号室へ移行となるのですが、人が群がっているのでじっくりとは見れず適当に4階～7階へ上がり各室の前に貼っている「本日の予定」を見ながら興味が湧けば静かに入室、という手順です。席が空いていれば途中入室も可であり、いまいちであれば途中退室も問題ありません。携帯電源は切ること、帽子は取るのがマナーのようです。当然会話や撮影・録音は厳禁。筆記はOKで裁判風景を描き色鉛筆で彩色までしている方も時々いらっしゃいますが雰囲気うまく捉えており感心します。

初めて傍聴したのが刑事裁判の大麻不法所持と窃盗の2つでしたがこれが面白くハマってしまいました。被害者や容疑者、関係者にとっては面白いと言われて腹立つとは思いますが、リアル劇場型と言いますか、事件の内容が検察官による起訴内容の説明により徐々に明らかになっていき、被告人・弁護人の陳述で背景が広がっていくドラマ模様は時に想像を超えるような展開もあり固唾をのみます。また判決言い渡しの法廷は短時間ですが有罪ながら執行猶予が付くとその場で手錠が外されるシーンもあり、裁判官の一言とともに小さな見どころです。

今まで20近い法廷での裁判を傍聴しましたが印象に強い1つを紹介します。

道路交通法違反致死罪裁判ですが、被告はトラック運転手の若い男性、被害者は中国籍の若い女性、被害者の父親が来日し通訳付きでした。トラックの運転が荒かったのかな？来日して働いていた女性気の毒やな、お父さんもやり切れんわなと思いつつ聞いていると、深夜男性運転のトラックが信号の無い交差点で右折をしている時に右から来た女性の運転する二輪車に接触し女性が死亡したというもの。更に聞いているとトラックの推定時速5Km、二輪車の推定時速90Km！！？ ちょっと待って…速度大幅超過で突っ込んで来てる。それでも右折車が悪いんですね。なお判決は聞いていません。

一度覗いてみることをお勧めです。